

令和7年度における中国地区の取適法の運用状況等について

令和8年6月30日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

第1 取適法の運用状況

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）の施行により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）と改められた。以下では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

1 取適法違反被疑事件の処理状況（第2表参照）

取適法違反被疑事件として処理した件数は440件（製造委託等^{（注1）}305件、役務委託等^{（注2）}135件）であり、いずれも取適法第10条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が1件（製造委託等1件）、指導が439件（製造委託等304件、役務委託等135件）である。

勧告事件の概要は第1表、指導を行った主な事件の概要は別紙1、措置件数の県ごとの内訳は別紙2のとおりである。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

第1表 令和7年度における勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条（注）
農業機械等の製造販売 （R7.10.9 勧告）	リョーノーファクトリー(株)は、自社が製造を請け負う農業機械及び建設機械を構成する部品（以下「本件部品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和5年10月1日以降、リョーノーファクトリー(株)が下請事業者に貸与している金型、木型及び治具（以下「金型等」という。）を用いて製造する本件部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者57名（注）に対し、合計8,993個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 （注）本件では、下請法第2条第9項「みなし親事業者・下請事業者規定」（略称「みなし適用規定」）が適用された。	下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

（注）実際に適用した法律等を記載している。

第2表 取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分		処理件数				
		措置			不問	計
		勧告	指導	小計		
年 度						
令和7年度	全国	39	8,261	8,300	30	8,330
	中国	1	439	440	0	440
製造委託等	全国	37	5,337	5,374	22	5,396
	中国	1	304	305	0	305
役務委託等	全国	2	2,924	2,926	8	2,934
	中国	0	135	135	0	135
令和6年度	全国	21	8,230	8,251	55	8,306
	中国	1	466	467	1	468
製造委託等	全国	17	5,420	5,437	31	5,468
	中国	0	328	328	1	329
役務委託等	全国	4	2,810	2,814	24	2,838
	中国	1	138	139	0	139
令和5年度	全国	13	8,268	8,281	47	8,328
	中国	0	466	466	0	466
製造委託等	全国	12	5,329	5,341	21	5,362
	中国	0	325	325	0	325
役務委託等	全国	1	2,939	2,940	26	2,966
	中国	0	141	141	0	141

(1) 取適法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を取適法違反行為の類型別にみると、合計で808件となっており、このうち、製造委託等に係るものが556件、役務委託等に係るものが252件となっている。

イ 発注内容等の明示義務等を定めた手続規定違反（取適法第4条、第7条又は第12条違反）は417件（類型別件数の合計の51.6%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが292件、役務委託等に係るものが125件となっている。

ウ 委託事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（取適法第5条違反）は391件（類型別件数の合計の48.4%）である。その内訳は、①製造委託等代金^(注)の支払遅延が145件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の37.1%）、②製造委託等代金の減額が102件（同26.1%）、③買ったたきが67件（同17.1%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は264件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が97件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の36.7%）、②製造委託等代金の減額が75件（同28.4%）、③買ったたきが38件（同14.4%）等となっている。

(4) 役務委託等に係る実体規定違反は127件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が48件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の37.8%）、

②製造委託等代金の減額が27件（同21.3%）、③買ったたきが29件（同22.8%）等となっている。

（注）製造委託等及び役務委託等の代金をいう。以下同じ。

第3表 取適法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反				実体規定違反												合計	
	明示義務	書類等の作成・保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和7年度	全国	6,242	644	1	6,887	32	3,787	1,323	52	1,006	23	74	145	454	332	0	7,228	14,115
	中国	367	50	0	417	3	145	102	3	67	2	4	9	21	35	0	391	808
製造委託等	全国	4,209	399	1	4,609	27	2,283	923	49	630	16	69	135	386	242	0	4,760	9,369
	中国	254	38	0	292	3	97	75	2	38	1	2	7	17	22	0	264	556
役務委託等	全国	2,033	245	0	2,278	5	1,504	400	3	376	7	5	10	68	90	0	2,468	4,746
	中国	113	12	0	125	0	48	27	1	29	1	2	2	4	13	0	127	252
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757
	中国	379	65	0	444	2	144	75	0	43	2	4	23	15	4	0	312	756
製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
	中国	270	48	0	318	2	97	54	0	27	1	4	21	12	4	0	222	540
役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
	中国	109	17	0	126	0	47	21	0	16	1	0	2	3	0	0	90	216
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	中国	348	37	0	385	3	219	64	1	42	0	1	16	6	4	0	356	741
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	中国	250	24	0	274	3	151	54	1	27	0	1	15	6	3	0	261	535
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	中国	98	13	0	111	0	68	10	0	15	0	0	1	0	1	0	95	206

（注1）1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

（2）中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者3名^{（注1）}から、中小受託事業者30名^{（注1）}に対し、総額592万円相当^{（注2）}の原状回復が行われた。

（注1）委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。以下同じ。

（注2）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 不当な経済上の利益提供要請事件においては、委託事業者2名から、中小受託事業者7名に対し、479万円の利益提供分の金銭が返還された（第4表参照）。

第4表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		委託事業者数	中小受託事業者数	(原状回復額)
令和7年度	全国	60名	1,388名	12億8026万円
	中国	2名	7名	479万円
令和6年度	全国	17名	327名	1億8959万円
	中国	2名	28名	417万円
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	中国	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

イ 購入・利用強制事件においては、委託事業者1名から、中小受託事業者23名に対し、112万円の購入金額分の金銭が返還された（第5表参照）。

第5表 購入・利用強制事件における購入・利用強制分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		委託事業者数	中小受託事業者数	(原状回復額)
令和7年度	全国	3名	32名	1798万円
	中国	1名	23名	112万円
令和6年度	全国	—	—	—
	中国	—	—	—
令和5年度	全国	2名	40名	844万円
	中国	—	—	—

2 定期調査の実施状況（第6表参照）

公正取引委員会では、中小受託取引の性格上、中小受託事業者からの取適法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者3,467名（製造委託等2,164名、役務委託等1,303名）及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者17,086名（製造委託等11,735名、役務委託等5,351名）を対象に実施した。

第6表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	委託事業者調査(名)		中小受託事業者調査(名)	
		全 国	中国	全 国	中国
令和7年度		65,000	3,467	300,000	17,086
	製造委託等	39,851	2,164	188,831	11,735
	役務委託等	25,149	1,303	111,169	5,351
令和6年度		90,000	4,800	330,000	19,236
	製造委託等	53,144	3,168	214,316	13,276
	役務委託等	36,856	1,632	115,684	5,960
令和5年度		80,000	4,353	330,000	15,510
	製造委託等	46,900	3,032	199,138	10,076
	役務委託等	33,100	1,321	130,862	5,434

3 取適法違反被疑事件の新規着手件数（第7表参照）

新規に着手した取適法違反被疑事件は446件（製造委託等310件、役務委託等136件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が委託事業者及び中小受託事業者を対象に行った定期調査によるものが437件（製造委託等302件、役務委託等135件）、中小受託事業者等からの申告によるものが9件（製造委託等8件、役務委託等1件）である。

第7表 取適法違反被疑事件の新規着手の状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数			
		定期調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計
令和7年度	全国	8,156	161	9	8,326
	中国	437	9	0	446
製造委託等	全国	5,264	125	9	5,398
	中国	302	8	0	310
役務委託等	全国	2,892	36	0	2,928
	中国	135	1	0	136
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272
	中国	456	3	0	459
製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455
	中国	323	2	0	325
役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817
	中国	133	1	0	134
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232
	中国	461	1	0	462
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306
	中国	323	0	0	323
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926
	中国	138	1	0	139

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、取適法及び優越的地位の濫用規制（以下「取適法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和7年度の状況は次のとおりである。

1 取適法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、取適法等に係る相談を受け付けている。

令和7年度においては、中国支所では1,183件の相談に対応した。

2 取引適正化協力委員

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度における中国支所管内の取引適正化協力委員（定員）は14名である。

令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買いたたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

中国支所では、取適法の周知のため、中国支所管内5県での事業者向け主催説明会の開催、関係省庁と連携した業種別説明会への講師派遣、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催などの取組を実施した。また、広島県及び島根県でのよろず支援拠点等における個別相談会も実施した。

また、改正した労務費転嫁指針について、地方版政労使会議にて説明を行った。

令和7年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号）

- 農業機械及び建設機械を構成する部品の製造を下請事業者へ委託しているA社は自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていなかった。

2 不当な利益提供要請の禁止（下請法第4条第2項第3号）

- プラスチック製品の製造を下請事業者へ委託しているB社は、自社が所有する金型を下請事業者へ貸与していたところ、当該金型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者へ当該金型を無償で保管させていた。

（注）実際に適用した法律を記載している。

措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	中国地区合計
令和7年度	31	51	124	181	53	440
令和6年度	36	43	114	204	70	467
令和5年度	28	44	133	189	72	466

(注) 措置を採った委託事業者の本社所在地により区分している。